

# 物価高騰重点支援給付金のご案内

- 物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

## 給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

## 給付金の支給手続き

### ● 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が非課税の場合に対象となります。（課税者の扶養親族のみで構成される世帯は対象外）

- 対象となる世帯には、町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を同封しております。（※基準日：令和5年12月1日）
- 記載内容を確認して、同封の返信用封筒で健康福祉課福祉室に

**返信してください。**

【確認事項】 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

飯豊町役場 健康福祉課 福祉室  
受付時間 平日8:30~17:15



0238-86-2233